

平成 29 年度第 1 回始良市地域公共交通会議

○日 時：平成 29 年 5 月 16 日（火）
13 時 30 分～

○場 所：始良市役所本庁舎
2 階 大会議室

<会次第>

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
- 4 議事（協議事項）
 - ① 平成 28 年度始良市地域公共交通会議事業報告について【資料 1】
 - ② 平成 28 年度始良市地域公共交通会議決算報告について【資料 2】
 - ③ 平成 28 年度始良市地域公共交通会議監査報告について【資料 3】
 - ④ コミュニティバス路線変更等について【資料 4】
 - I 蒲生巡回バス（大山・白男線）路線延長【資料 4-1】
 - II 蒲生巡回バス（米丸・柊野線）路線変更【資料 4-2】
 - III 蒲生巡回バス（米丸・柊野線）フリーバス新設【資料 4-3】
 - IV 加治木循環バス（上木田地域）フリーバス新設【資料 4-4】
 - ⑤ その他
- 5 閉 会

- 参考資料
- ・ 始良市地域公共交通会議設置要綱
 - ・ 始良市地域公共交通会議事務局規程
 - ・ 始良市地域公共交通会議財務取扱規定

平成29年度第1回始良市地域公共交通会議出席者名簿

平成29年5月16日開催

	所 属	委 員		出 席 者	
		役 職 等	氏 名	役 職 等	氏 名
1	始良市	市長	笹山 義弘	市長	笹山 義弘
2	鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	久保田 靖彦 *	首席運輸企画専門官	久保田 靖彦
3	企画部交通政策課	課長	仲澤 純 *	主幹兼陸上交通係長	林 靖夫
4	始良警察署	交通課長	益満 秀	交通課長	益満 秀
5	九州地方整備局鹿児島国道事務所	計画課長	峰 潔毅	計画課専門職	西森 功
6	鹿児島県始良・伊佐地域振興局	建設部長	福元 一也	欠 席	
7	南国交通株式会社	自動車事業部業務部営業企画課課長代理	林 貴彦	自動車事業部業務部営業企画課課長代理	林 貴彦
8	鹿児島交通株式会社	取締役乗合営業部長	西 修平	取締役乗合営業部長	西 修平
9	有限会社あいら交通	代表取締役	佐藤 一義	代表取締役	佐藤 一義
10	公益社団法人鹿児島県バス協会	専務理事	中原 昭雄	専務理事	中原 昭雄
11	一般社団法人鹿児島県タクシー協会	専務理事	山口 俊則 *	欠 席	
12	南国交通労働組合	副執行委員長	前田 正洋	副執行委員長	前田 正洋
13	いわさきバス労働組合	副執行委員長	木下 孝龍	書記長	上間 幸男
14	特定非営利活動法人いさぼーとあいら	理事長	福永 勇二 *	理事長	福永 勇二
15	始良市老人クラブ連合会	会長	徳永 明美 *	会長	徳永 明美
16	始良市身体障害者協議会	会長	竹田 正利 *	会長	竹田 正利
17	始良市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	山口 保男 *	副会長	山口 保男
18	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	会長	野口 治將	会長	野口 治將
19	学識経験者	鹿児島県社会福祉協議会地域福祉部長	古市 幹朗 *	鹿児島県社会福祉協議会地域福祉部長	古市 幹朗
20	学識経験者		若月 覺		若月 覺
21	始良市社会福祉協議会	事務局長	小野 実 *	事務局長	小野 実
22	始良市商工会	会長	中間 博英	事務局長	飯屋 政信
23	始良市観光協会	会長	柳鶴 勉	会長	柳鶴 勉
24	始良市	総務部長	恒見 良一	総務部長	恒見 良一
25		企画部長	福留 修 *	企画部長	福留 修
26		保健福祉部長	松元 滋美 *	保健福祉部長	松元 滋美
27		建設部長	上山 正人	建設部長	上山 正人
28		教育部長	竹下 宏	教育部長	竹下 宏
29		加治木総合支所長	増田 明	加治木総合支所長	増田 明
30		蒲生総合支所長	田之上 茂広	蒲生総合支所長	田之上 茂広
	アドバイザー 国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	傳 勝博	首席運輸企画専門官	傳 勝博

※ 委員氏名欄に「*」のある方は、福祉協議会委員を兼ねます。

平成28年度始良市地域公共交通会議事業報告書

時期	事業内容		
	地域公共交通会議	福祉協議会	公共交通網形成計画
4月12日	第1回全体会(市役所本庁舎) (委嘱状交付、予算・事業計画等協議) 29名出席		地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請
4月26日	市補助金交付申請		
5月2日	市補助金交付決定		
5月10日			地域公共交通確保維持改善事業費計補助金交付決定
6月6日		第1回福祉協議会(市役所2号館) (福祉有償運送事業所状況報告・実績報告) 10名出席	
7月21日	市補助金変更承認申請		
7月25日	市補助金変更交付決定		
8月2日		第2回福祉協議会(市役所2号館) (福祉有償運送新規参入事業所協議) 10名出席	
8月24日			計画策定業務委託入札
8月29日			計画策定業務委託契約
8月30日			計画策定(調査)業務開始(3月28日まで) (打合せ、アンケート調査、乗込み調査、施設利用調査、座談会、計画書作成等)
9月1日			計画策定事業補助金状況報告
9月21日	第2回全体会(蒲生公民館) (市民からの要望協議、計画策定事業内容等の協議) 27名出席		
12月26日	第3回全体会・部会(始良公民館) (調査報告、計画の方向性等について協議) 30名出席	第3回福祉協議会(始良公民館) (福祉有償運送事業所事業報告) 10名出席	
1月24日			地域公共交通確保維持改善事業費補助金事業評価書提出
1月26日	第4回(全体会)部会(始良公民館) (計画(素案)協議) 24名出席		
2月14日	第5回全体会(始良公民館) (計画(案)協議等) 27名出席		
2月15日			計画(案)に対するパブリックコメント開始(3月16日まで)
3月22日	第6回全体会(市役所本庁舎) (計画決定、29年度事業・予算協議等) 25名出席		
3月28日			委託業務完了検査及び業務委託終了 地域公共交通確保維持改善事業費補助金実績報告
3月31日	平成28年度決算監査		

平成28年度始良市地域公共交通会議決算

(歳入)

単位:円

款	項	目		当初予算額	補正額	現予算額	決算額	備考
1 補助金	1 補助金	1 補助金	国庫補助金	4,400,000	0	4,400,000	4,400,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
			市補助金	200,000	4,273,000	4,473,000	4,473,000	
2 諸収入	1 諸収入	1 諸収入		0	0	0	19	預金利息
合 計				4,600,000	4,273,000	8,873,000	8,873,019	

(歳出)

単位:円

款	項	目		予算額	補正額	現予算	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	報償費	180,000	90,000	270,000	255,000	出会謝金
	2 事務費	1 事務費	需用費	20,000	0	20,000	15,298	消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	委託料	4,400,000	4,183,000	8,583,000	6,890,400	地域公共交通網形成計画策定業務委託
合 計				4,600,000	4,273,000	8,873,000	7,160,698	

8,873,019円(歳入)－7,160,698(歳出)＝1,712,321円(1,712,000円を市へ返還し、残の321円を平成29年度に繰越し)

監 査 報 告 書

始良市地域公共交通会議財務取扱規程第9条第2項の規定により、平成29年3月31日企画部地域政策課において、地域政策課長の立会いのもとに、平成28年度の監査を実施しました。

収入、支出の状況は、現金出納簿・証拠書類・預金通帳を照合した結果、よく整理され、なんら違算もなく正当に処理されたものであると認めます。

平成29年3月31日

監査委員 山口 保男



監査委員 中間 博英



コミュニティバスの路線変更等について

I. 蒲生巡回バス（大山・白男線）路線延長【資料 4-1】

要望者：大山地区公民館長 要望年月日：平成 29 年 2 月 27 日

要望内容：現在、松生地区に週 1 回巡回バスが運行しており、地区の方々が利用されているが、バス停が集落から登り坂の下にあり、高齢の方々が荷物を持ったままだと非常にきつい思いをしながら利用されている。

バス停の位置を集落の途中に移転していただけないか。

II. 蒲生巡回バス（米丸・柊野線）路線変更【資料 4-2】

III. 蒲生巡回バス（米丸・柊野線）フリーバス新設【資料 4-3】

要望者：米丸地区公民館長 要望年月日：平成 29 年 1 月 17 日

要望内容：地区の方々が、巡回バスを利用し吉留クリニックや買い物（A コープ）を利用される方が多いが、現在、門前バス停かくすす館バス停を利用している。しかし、どちらのバス停も両地点から遠く高齢者の負担となっている。

門前、くすす館の間をフリー乗降又はバス停の新設を行ってもらえないか。

また、同路線を利用する住民は、米丸地区の住民が多く、米丸、中村、上村、平原のバス停を利用しているが、いずれのバス停も自宅から遠く高齢者の負担となっている。

同区間をフリー乗降にしてももらえないか。

IV. 加治木循環バス（上木田地区）フリーバス新設【資料 4-4】

要望者：上木田自治会長 要望年月日：平成：25 年 12 月 11 日

始良市議員（平成 29 年 4 月 25 日）

要望内容：上木田自治会（隈姫神社周辺）は、高齢者が多く、多くの方々が山裾の用水路沿いに居住している。バス利用は、高速道路沿い（市道口ノ町・湯之谷線）を運行するコミュニティバスを利用しているが、バス停が隈姫神社前バス停しかなく、バス利用をする際かなりの距離を歩かなくてはならず負担となっている。

集落内（用水路沿い）を巡回する路線に変更できないか。できない場合、現路線上にバス停を新設するなど何らかの方法はできないか検討していただきたい。

参 考 資 料

• 始良市地域公共交通會議設置要綱	6
• 始良市地域公共交通會議事務局規程	11
• 始良市地域公共交通會議財務取扱規定	13

始良市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する地域公共交通網形成計画の策定に必要な事項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画の策定に必要な事項を協議するため、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 始良市長又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (3) 鹿児島県企画部交通政策課長又はその指名する者
- (4) 鹿児島県警察始良警察署長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 公益社団法人鹿児島県バス協会の代表者又はその指名する者
- (9) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (11) 始良市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (12) 市民又は利用者の代表
- (13) 学識経験を有する者その他会長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおく。

2 会長は、始良市長又はその指名する者とする。

3 会長は、交通会議を代表し、会議を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、協議する事項に応じ、会長が委員のうちから指名し、招集し、会長が指名した者が議長となる。

2 交通会議の会議は、指名された委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 召集を受けた委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議の開会までにその旨を連絡した上で、その委員が所属する関係機関、団体等の所属員を代理者として出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

4 会長は必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

5 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決する。

6 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ、非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(会議の特例)

第7条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。

(2) その他会長が必要と認めるとき。

(福祉協議会)

第8条 交通会議に、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第51条の7に規定する運営協議会として始良市福祉有償運送運営協議会（以下「福祉協議会」という。）を置く。

2 福祉協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（福祉協議会の委員）

第9条 福祉協議会に属する委員は、第3条に規定する交通会議の構成員の中から、規則第51条の8第1項及び第2項に規定する者を、会長が指名する。

（福祉協議会の委員長等）

第10条 福祉協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、福祉協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長がともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

（福祉協議会の会議）

第11条 福祉協議会の会議は、第6条（第1項を除く。）の規定を準用する。

（福祉協議会の会議の特例）

第12条 委員長は、次に掲げるときは、福祉協議会に属する委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。
- (3) その他委員長が必要と認めるとき。

（福祉協議会の議決）

第13条 福祉協議会の議決は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、福祉協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

（会長への報告）

第14条 委員長は、福祉協議会の会議結果を会長に報告するものとする。

(守秘義務)

第15条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第16条 交通会議及び福祉協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第17条 交通会議の庶務は、地域政策課において処理する。ただし、福祉協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(経費の負担)

第18条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第19条 交通会議に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第20条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第21条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(始良市交通システム検討委員会要綱及び始良市福祉有償運送運営協議会要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 始良市交通システム検討委員会要綱（平成22年始良市告示第1224号）

(2) 始良市福祉有償運送運営協議会要綱（平成23年始良市告示第46号）

附 則（平成28年8月1日告示第402号）
この告示は、告示の日から施行する。

始良市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、始良市地域公共交通会議設置要綱（平成28年始良市告示第181号）第21条の規定に基づき、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(事務局職員)

第3条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、始良市企画部地域政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、始良市企画部地域政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、始良市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、型式、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、始良市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	型式	寸法	書体	使用区分	保管者	個数
始良市地域公共交通会議会 長之印	 The seal is square with a double-line border. Inside, the text '始良市' is at the top, '地域公共' is in the middle, and '交通会議' is at the bottom, with '会' on the left and '長之印' on the right.	方 21 ミリメ ートル	れい書体	会長名をもつ て発する文書	事務局長	1

始良市地域公共交通会議財務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、始良市地域公共交通会議設置要綱（平成28年始良市告示第181号。以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、年度開始前に交通会議の承認を得るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに始良市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に規定する以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、始良市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、始良市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、延滞なく、交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第19条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに始良市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年度予算の特例)

2 平成28年度の交通会議の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費